

訪問看護ステーション 料金一覧表

★介護保険 介護予防訪問看護(奈良市・大和郡山市)

＜要支援1・2＞

令和元年10月1日改定分

☆地域区分別単価(6級地 10.42円)で計算した金額です。

【基本料金】

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担

＜看護師・准看護師による訪問の場合＞

提供時間帯 昼間(8時 ~ 18時)						
20分未満	看護師による場合	301単位	3,136円	314円	628円	941円
	准看護師による場合	271単位	2,824円	283円	565円	848円
20分以上30分未満	看護師による場合	449単位	4,679円	468円	936円	1,404円
	准看護師による場合	404単位	4,210円	421円	842円	1,263円
30分以上1時間未満	看護師による場合	790単位	8,232円	824円	1,647円	2,470円
	准看護師による場合	711単位	7,409円	741円	1,482円	2,223円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,084単位	11,295円	1,130円	2,259円	3,389円
	准看護師による場合	976単位	10,170円	1,017円	2,034円	3,051円

提供時間帯 早朝(6時 ~ 8時)、夜間(18時 ~ 22時)						
20分未満	看護師による場合	376単位	3,918円	392円	784円	1,176円
	准看護師による場合	339単位	3,532円	354円	707円	1,060円
20分以上30分未満	看護師による場合	561単位	5,846円	585円	1,170円	1,754円
	准看護師による場合	505単位	5,262円	527円	1,053円	1,579円
30分以上1時間未満	看護師による場合	988単位	10,295円	1,030円	2,059円	3,089円
	准看護師による場合	889単位	9,263円	927円	1,853円	2,779円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,355単位	14,119円	1,412円	2,824円	4,236円
	准看護師による場合	1,220単位	12,712円	1,272円	2,543円	3,814円

提供時間帯 深夜(22時 ~ 6時)						
20分未満	看護師による場合	452単位	4,710円	471円	942円	1,413円
	准看護師による場合	407単位	4,241円	425円	849円	1,273円
20分以上30分未満	看護師による場合	674単位	7,023円	703円	1,405円	2,107円
	准看護師による場合	606単位	6,315円	632円	1,263円	1,895円
30分以上1時間未満	看護師による場合	1,185単位	12,348円	1,235円	2,470円	3,705円
	准看護師による場合	1,067単位	11,118円	1,112円	2,224円	3,336円
1時間以上 1時間30分未満	看護師による場合	1,626単位	16,943円	1,695円	3,389円	5,083円
	准看護師による場合	1,464単位	15,255円	1,526円	3,051円	4,577円

＜理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問の場合＞

サービス提供区分	訪問者の種類	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
1日に2回までの場合	昼間(8時~18時)	287単位	2,991円	300円	599円	898円
	早朝・夜間 (※)	359単位	3,741円	375円	749円	1,123円
	深夜(22時~6時)	431単位	4,491円	450円	899円	1,348円
1日に2回を超え行う場合	昼間(8時~18時)	258単位	2,688円	269円	538円	807円
	早朝・夜間 (※)	323単位	3,366円	337円	674円	1,010円
	深夜(22時~6時)	387単位	4,033円	404円	807円	1,210円

(※) 早朝…6時~8時、夜間…18時~22時

【加算料金】

加算名称	査定回数等	単位数	利用料金	自己負担金額		
				1割負担	2割負担	3割負担
イ. 複数名訪問看護加算 (1回当たり)	30分未満	254単位	2,647円	265円	530円	795円
	30分以上	402単位	4,189円	419円	838円	1,257円
ロ. 長時間訪問看護加算	1回当たり	300単位	3,126円	313円	626円	938円
ハ. 緊急時訪問看護加算	1月につき	574単位	5,981円	599円	1,197円	1,795円
ニA. 特別管理加算(Ⅰ)	1月につき	500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
ニB. 特別管理加算(Ⅱ)	1月につき	250単位	2,605円	261円	521円	782円
ホ. 初回加算	初回のみ	300単位	3,126円	313円	626円	938円
ヘ. 退院時共同指導加算	1回、特別管理2回	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円

- イ. 複数名訪問看護加算…二人の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ロ. 長時間訪問看護加算…特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。
- ハ. 緊急時訪問看護加算…利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ニ. 特別管理加算…指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限り、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合)に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
- ①在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
 - ②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
 - ③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
 - ④真皮を超える褥瘡の状態
 - ⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。
- ホ. 初回加算…新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ヘ. 退院時共同指導加算…入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後初回の指定訪問看護を行った場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

令和元年 月 日 事業所名() 説明者()
 サービス利用者の氏名()
 消費税増税に伴う基本サービス料金の改定についての説明を受けました。
 説明を受けた方() (本人・家族・代理人) ㊞